

報告第2号

処分事件報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された下記の事件を処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記

和解に関すること及び損害賠償の額を定めることについて

（令和7年2月6日処分）

令和7年2月19日提出

筑西市長 須 藤 茂

写

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定に基づき、別記の事件に関し、相手方と和解し、損害賠償の額を定めることについて、下記のとおり専決処分する。

令和７年２月６日

筑西市長 須 藤 茂

記

１ 相手方

所 在 筑西市乙９５３番地

事業者名 有限会社太陽商事

２ 和解の方法

本市は、前項の相手方と示談し、次項の損害賠償金を支払うことをもって和解するものとする。

３ 損害賠償の額 金１８７，０００円

別記

1 事故の種類 物損事故

2 事故の相手方

所 在 筑西市乙 9 5 3 番地

事業者名 有限会社太陽商事

3 事故の概要

令和 6 年 1 2 月 2 2 日午前 1 0 時 3 0 分頃、山崎地内において、本市消防団員が防火貯水槽から吸水するために消防ポンプ車を後退させた際に、相手方が管理する住宅に設置されている井戸ポンプに接触し、当該ポンプ及び配管を破損させた。

なお、当該事故の過失割合は、当市 1 0 割である。